

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2318号

毎週月曜日発行

〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955

発行所 **全国町村会** 発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

閑話休題

長年、公務にたずさわって
いた人が、先般なくなられた。
この人、戦中戦後の五十数年
間にわたって、三種類の日記
をつけている、と言っておら
れたのを思い出した。その継続の努
力に驚いたが、それよりも「三種類」
ということに興味があった。

日本人には古くから日記の好
きな人が多い。太平洋戦争中、
あの苛酷な戦場でさえも、几帳
面に日記をつけている兵士は少なく
なかったという。アメリカ軍は、こ
のような戦場に残された従軍手帳の
日記——記録と感想を重視した。
輸送船の被害や沈没の状況、武器・
食糧の欠乏、戦況の見通しなど、表
向きの発表とは違った、本当の姿を
知ることができたからである。



梅雨入り

三種類の日記

ところで、さきの「三種類の日記」
のことである。一つは仕事の日記で
あり、もう一つは家庭をはじめ個人
的なもの。三つめは金銭の出入りに
ついてのものだった。これが、それ
ぞれ別の日記帳に書かれてあって、
全部あわせると、百数十冊にもなる
という膨大なものである。

これは五十数年間にわたって、公
と私と金銭についての記録と感想を
書き綴ったことになる。そこで、以
前に書いたものを、読み返すような
ことはありますかと聞いたところ、
「一度もない」と苦笑しておられた。
ではなぜ、読み返すことのない日記
——記録と感想を、毎日書きつづ

けるのか、とさらに聞くところ、ちよつ
と間をおいてから「それは毎日の反
省だよ」と、真剣な顔つきでいわれ
たのが印象的だったのを覚えてい
る。
「日記は、そこにもう一人の自分
をつくることだ」という言葉がある。
もう一人の自分とは、「ごまかしのな
い」「本当の自分」である。「三
種類日記」を毎日書くこと

は、この人にとって、本当の
自分を見詰めるための反省と確認の
行為だったのであろう。
昨今、公と私の区別もつかぬ奇怪
な不祥事が相次いでいる。公・私・
金銭の日記をつけることで、反省と
確認の機会ともなれば、かなり違っ
たものになることだろう。
(エッセイスト 山本兼太郎)

もくじ

政 策	緊急間伐総合対策で推進方針 = 林野庁	(2)
フォーラム	大空に舞う凧は夢を広げる = 富山県大門町	(5)
情 報	カプセル NOW&NEW.....	(8)
随 想	ダム詩.....兵庫県波賀町長 中田耕一郎.....	(9)
情 報	政策レーダー	(11)

各都道府県ごとに推進計画を策定

緊急間伐総合対策で推進方針を示す 林野庁

林野庁は、本年度から実施する緊急間伐総合対策の推進方針をまとめ、各都道府県に通知した。

この緊急間伐総合対策は、五年間で一五〇万haの森林を緊急に整備しよととするもので、市町村主導による間伐の推進、間伐材の的確な搬出、防災の観点に立った間伐の推進、間伐材の利用促進などについて、国、地方自治体、関係団体などが一体となって総合的な取り組みを展開しよととするものである。今回の推進方針は、都道府県ごとに自主的に推進計画を策定することや、主導的役割を担うこととなる市町村への技術的な助言や留意事項が示されている。

緊急間伐総合対策推進方針

第1 趣旨

安全で安心できる暮らしや生活の質的向上を重視する方向へと国民意識が変化してきたこと等に伴って、国土保全や水資源のかん養機能の発揮に対する期待が一層高まっている。

一方、身近な自然を有する良好な生活環境の形成や森林とのふれあい

の場の提供など保健・文化・教育的利用、さらには二酸化炭素の吸収・固定等の地球温暖化防止機能の重要性が認識されるなど森林に対する国民の要請は多様化・高度化する方向にある。

しかしながら、木材価格の低迷等林業を巡る厳しい情勢下で、間伐等の森林整備が適切に行われていない状況がみられている。

このような状況に対応しながら、多様な機能を存する森林を国民共通の財産として次世代に引き継いでいくためには、地域の合意に基づく森林の管理・経営を通じて、森林の公益的機能の維持増進と森林・木質資源の循環利用の促進を図るなど持続可能な森林経営を推進していくことが課題となっている。

とりわけ、健全で多面的な機能を発揮する森林の育成に向けた間伐の重点的な実施が緊急の課題となっている。

このため、民有林において今後五年間で一五〇万haの森林を緊急かつ計画的に整備する「緊急間伐五力年対策」に取り組み、緊急間伐団地の設定等市町村主導による間伐や防災の観点に立った間伐を緊急に実施す

るとともに、間伐材の利用促進など総合的な取組を、緊急間伐総合対策として展開することとしたところである。

本方針は、このような中で、国、都道府県、市町村、関係団体等が一体となって間伐推進に係る総合的かつ組織的な取組を展開することが極めて重要との観点から、「緊急間伐総合対策」の推進に当たつての参考となるよう技術的助言として定めるものである。

第2 地域における間伐推進体制の整備

地域における間伐の推進及び間伐材の利用促進に積極的に取り組むとともに、森林整備に係る地域の合意形成と森林の管理・経営体制の構築に資するよう、以下のことに留意の上、組織的な間伐推進の体制を構築されるようお願いする。

一 都道府県、市町村等は、地域の森林の状況、間伐の必要性及び効果並びに間伐材利用の重要性等についての情報を森林所有者、地域住民等に提供し、森林整備と間伐材等利用に係る意識の醸成を図りつつ、地域における間伐推進体制の整備に努め

ること。

二 都道府県は、都道府県森林組合連合会、都道府県緑化推進委員会等関係団体と連携して、間伐推進に係る協議会を設置するなど組織的な間伐推進に努めるとともに、市町村等における自主的な森林整備に係る協議会の設置・開催等について市町村等への助言等を行い、市町村等を単位とする間伐推進体制の整備に努めること。

三 市町村は、地域の实情に即した間伐等の森林整備を推進するため、地域に最も密着した行政主体である市町村の主導による国庫補助事業の仕組みが新たに導入されたこと等を十分に踏まえ、都道府県、森林組合、市町村緑化推進委員会等と連携しつつ、集落等における行政支援組織の活用等により自主的な森林整備に係る協議会を設置・開催するなど地域の实情に応じた間伐推進体制の整備に努めること。

四 流域森林・林業活性化センターにおいては、都道府県、市町村、森林組合、林業事業者等からなる活性化協議会等の場を活用し、間伐の推進及び間伐材の利用促進に係る連絡調整を行い、流域等における間伐推進体制の整備を図ること。

第3 都道府県緊急間伐推進計画の策定

間伐対策の総合的な推進に資するため、次の事項に留意の上、都道府県ごとに自主的に平成十二年度以降五年間を計画期間とする「都道府県

政 策

緊急間伐推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定されるようお願いする。

なお、地域の自然的経済的社会的条件を考慮して、都道府県が独自の判断により、流域単位等当該都道府県の区域を区分して推進計画を策定することについては差し支えない。

都道府県は、推進計画を策定し、又はこれを変更したときは、当該推進計画を林野庁長官に送付されるようお願いする。

一 推進計画においては、都道府県における間伐の計画的な実施及び間伐材の利用促進等に関する次に掲げる事項について記載するよう努めること。

(1) 間伐推進の現状及び今後の取組方向

(2) 間伐実施計画面積及び間伐材利用目標量

(3) 間伐推進に係る具体的な取組方針

ア 間伐推進体制の整備

イ 重点的かつ計画的な間伐の推進

ウ 組織的な間伐材等利用の推進

エ 間伐材等の加工・流通体制の整備

オ 間伐推進に係る普及啓発活動の展開

二 都道府県は、推進計画の策定に当たって、必要に応じ市町村や間伐推進に係る協議会等から意見を聴くとともに、策定後は推進計画の内容の計画的かつ着実な達成に資するため、必要に応じ市町村等に対し指導、助言その他の支援を行うよう努める

こと。

三 都道府県は、推進計画の策定又は変更に当たっては、該当する地域森林計画との調和が保たれたものとなるよう配慮すること。

四 国は、各都道府県の推進計画を参考として、「緊急間伐五カ年対策」の計画的かつ着実な推進を期するとともに、政策評価にも活用するよう努めること。

第4 重点的かつ計画的な間伐の推進

緊急間伐協定等に基づく間伐など重点的かつ計画的な間伐の推進に当たっては、以下のことに留意の上、積極的な取組をお願いする。

一 緊急間伐団地等における市町村主導による間伐の推進

(1) 市町村は、集落等の水源の保全、地域景観の保全等公益的機能の発揮の必要性の高い森林の重点的な整備、効率的かつ一体的な間伐の実施を図る観点から、団地共同森林施業計画や施業実施協定の締結状況、要間伐森林の指定状況等を踏まえつつ、路網の整備状況や事業量のまとまり等を勘案して積極的に緊急間伐団地を設定し、間伐の推進に努めること。

(2) 市町村は、間伐の共同実施等についての関係者の合意形成を促進し、緊急間伐協定等に基づく計画的な間伐を推進するため、集落リーダー、指導林家等森林施業につき指導的な役割を果たす者を活用し、各種協議会や地区座談会の開催等を通

じて間伐の共同実施に向けた森林所有者への働きかけ等を行うとともに、森林組合等との連携を図るなど主導的な立場で間伐の推進に努めること。

(3) 市町村は、緊急間伐団地等における間伐を推進するため、都道府県林業指導普及職員、森林組合等と連携しつつ、間伐の共同実施や効果的な路網整備の必要性、搬出費の節減や安定的な事業量確保等の効果、補助事業による助成の仕組み・内容等について、森林所有者への情報提供等に努めること。

(4) 市町村は、森林組合等と連携しつつ、道路周辺等展示効果の高い森林において、間伐の重点的かつ効率的な実施、路網の計画的な整備・活用等を行うモデル地区を設定するなど間伐技術の普及と間伐実施成果の展示に努めること。

二 間伐実施のための総合的な取組

(1) 市町村は、都道府県、森林組合等の連携の下に、地域の森林の状況を把握し、市町村森林整備計画、団地共同森林施業計画に基づく計画的な間伐の推進、施業の共同化や適切な路網整備等を推進するための施業実施協定の締結促進等が図られるよう、森林所有者等への普及啓発に努めること。

(2) 都道府県は、保安林の防災機能の向上等の観点から、保安林における間伐を積極的に推進すること。

(3) 都道府県、市町村は、間伐材の利用促進のための効率的な生産にも資するよう、主として緊急間伐団地

を対象とした林道の優先採択等計画的な間伐実施のために必要な路網整備及び高性能林業機械の導入の推進に努めること。

(4) 都道府県、市町村は、国庫補助事業の実施と併せ、森林・山村対策等の地方財政措置等を活用した間伐の推進に努めること。

(5) 流域森林・林業活性化センターは、都道府県、市町村等と連携しつつ、活性化協議会等の場を通じて、間伐の予定量、実施状況及び間伐材の生産・利用状況等を把握するとともに、必要に応じて森林組合、林業事業体の連携を図るなど地域の実情を踏まえた間伐実施体制の整備に努めること。

第5 間伐材等利用の推進

間伐材等の利用を組織的かつ効果的に推進する観点から、以下のことに留意の上、積極的な取組をお願いする。

一 組織的な間伐材等利用の推進

(1) 都道府県は、木材利用推進に関する協議会等の活動を通じて、間伐材を含めた地域材の一層の利用推進を図ることとし、必要に応じ公共事業分野等用途別に検討する部会を設置するなど木材利用推進活動の強化に努めること。

(2) 都道府県は、公共事業の関係部局、関係団体等と連携して、治山・林道・河川・砂防、農業農村整備等の公共事業や畜産業等地域産業への間伐材等の利用を促進するため、需給情報の交換の場の設定・活用、現

政 策

地検討会の開催等を行うとともに、公共土木工事の設計に必要な歩掛等の整備・普及に努めること。

(3) 市町村は、都道府県等と連携しつつ、地域における公共事業や各種施設への間伐材等の利用推進に努めるとともに、緊急間伐地における間伐材の搬出促進措置等を活用して、間伐材の利用促進に努めること。

(4) 都道府県、市町村は、国庫補助事業や森林・山村対策で新たに措置された都道府県に対する地域材の利用促進に係る地方財政措置の活用を図ること等により、間伐材を含む地域材の利用推進に努めること。

(5) 国、都道府県、市町村は、「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組みの率先実行のための行動計画について」(平成七年六月十三日閣議決定)、「地球温暖化対策推進大綱」(平成十年六月十九日地球温暖化対策推進本部決定)等を踏まえ、グリーン購入の一環として事務用器材等調達物品への間伐材製品を率先利用に努めるなど関係団体等と連携して間伐材等の利用を積極的に推進すること。

(6) 国は、都道府県、市町村、関係団体等と連携し、間伐材製品のPR、インターネットを活用した情報システムの整備等に努めるとともに、間伐材製品の利用を指向する消費者ニーズに対応して間伐材マークの普及・定着に努めること。

二 間伐材等の加工・流通体制の整備等

(1) 都道府県、市町村等は、地域の

森林資源の整備及び循環利用の促進に貢献する林業・木材産業を振興する観点から、森林組合、林業・木材産業関係事業者等と連携して間伐材等の生産・加工・流通体制の整備に向けた取組を推進すること。

(2) 都道府県は、市町村、森林組合等と連携しつつ、地域における間伐材加工施設等の整備状況、用途先別利用状況の把握に努めるとともに、間伐促進型の林業構造改善事業の活用等による生産・加工・流通施設や間伐材を用いたモデル施設等の整備について、市町村、森林組合に対し、必要に応じ指導・助言その他の支援に努めること。

(3) 森林組合、林業・木材関係事業者は、必要に応じ都道府県、市町村の協力を得つつ、需要に即応した製品の供給と販路の開拓に向け、異業種を含めた企業や消費者団体等の幅広く連携すること等を通じて、コスト、デザイン、機能等に優れた間伐材等製品の開発、加工技術の向上を図るとともに、原木の安定的な取引、木材の乾燥等の推進に努めること。

第6 間伐推進に係る普及啓発活動の展開

間伐の実施及び間伐材利用の取組を効果的に推進するため、以下のことに留意の上、積極的かつ組織的に普及啓発活動を展開されるよう願います。

一 普及啓発活動の推進

(1) 都道府県、市町村、関係団体等は、間伐等森林整備や間伐材利用の

必要性等について地域住民や森林所有者の理解を増進し、地域の森林整備の気運を高めるよう普及啓発活動を積極的に推進すること。

(2) 国、都道府県、市町村、関係団体等は、

ア 間伐等森林整備が国土の保全、良質な水の供給等に貢献すること

イ 間伐材の利用が森林整備の推進はもとより資源の有効利用、地球温暖化防止へ貢献すること

等について、都市地域の住民や企業、消費者等の理解を増進し、森林整備への参画・協力の実現・拡充につながるよう、多様な広報活動やイベントの開催、マスコミへの情報提供等積極的な普及啓発活動を展開すること。

(3) 都道府県、市町村等は、地域や都市の住民、団体等が森林整備に広く参加できるよう、ボランティア活動としての間伐の取組への支援・協力につき配慮するとともに、一般の市民・団体の参加による間伐等森林整備活動の推進に当たっては、モデル地区の設定等を通じて当該活動の推進とその成果の普及を図ること。

二 間伐推進運動の積極的な展開

(1) 国、都道府県等は、間伐の効果的な実施及び間伐材利用の推進に係る普及啓発活動を主とする間伐推進運動を積極的に展開する観点から、特に、緑の募金活動、育樹祭等各种イベントとの連携を図りつつ、間伐を重点的に推進する期間を設けるなど効果的な普及啓発活動の実施に努めること。

(2) 国は、「緊急間伐五カ年対策」の着実な推進に向けた関連施策の総合的な実施と併せ、全国森林組合連合会、国土緑化推進機構等の関係中央団体で構成する間伐推進中央協議会の活動等を通じて、官民一体となった間伐推進の取組の強化に努めること。

(3) 国は、都道府県、市町村における間伐推進運動に資するよう、間伐の実施、間伐材の利用推進、普及啓発活動に関する情報の収集・提供等に努めること。

第7 その他

以上のほか、次のことに留意されるようお願いいたします。

一 都道府県、市町村、森林組合等は、労働安全衛生対策の重要性を踏まえ、安全講習会の場を活用した安全な間伐作業を推進等に努めること。

特に、ボランティア等による間伐実施に当たっては、安全かつ適正な作業実施のため、作業に精通した者を指導員として配置するなど参加者に必要な指導を行うこと。

二 都道府県等は、公共土木事業における間伐材利用、間伐材等の安定的な供給、流域における一体的な森林整備等の推進の観点から、地域において、森林管理局等との情報交換、連絡調整等を図るよう努めること。

フォーラム

平成 1 年度 地域づくり自治大臣表彰

住民参加のまちづくり



凧まつりに畳の大凧あげ

現地レポート

富山県

だいもんまち
大 門 町

大空に舞う凧は夢を広げる — 凧のまち 大門町 —

プロローグ

五月晴れの青空、庄川にそよぐ薫風を受け、色とりどりの凧が天高く舞い上がります。

子供から大人までが、この日のために創作した大小の凧で大空は夢を描くキャンパスになり、参加者は快い日焼けをし、人とひとのコミュニケーションの輪が広がります。

町の概要

大門町は、富山県のほぼ中央部で、富山市と高岡市の中間に位置し、一級河川庄川の右岸扇状地に開かれた平野と丘陵地からなる面積二・七七km²、人口約一三、〇〇〇人、戸数約三、五〇〇戸の自然豊かな町です。

町の西部を雄大に流れる清流庄川は、川幅五〇〇mの大河川であり、そこに生息する鮎は町の特産品となっており、シーズン中は多くの鮎釣りファンで賑わいます。また、毎年、数万匹の鮭が産卵のため、そ上する日本海側随一の河川としても有名です。その伏流水で育つコシヒカリは町を代表する農産物であり、このほか、梨やマスカットブドウの生産も盛んです。一方、地理的ポテンシャルを生かしながら、テクノポリス開発



地域の指定を受けて、企業誘致を進めるとともに、緑豊かな環境と交通の利便性を生かしながら住宅団地の整備を図って、都会の利便さ、楽しさに、ふるさとの安らぎとぬくもりのある生活・文化環境を整える、都鄙融合のまちづくりを進めています。

凧まつりの誕生

全国各地には歴史と伝統のある名物凧あげがありますが、我が大門町の「凧まつり」は、庄川という大空間にいつも吹く川風、家業の傍ら凧にひかれて代々凧づくりと凧あげを趣味とする家族や、また凧を収集し研究する人、このように、一般的な家族と凧愛好家グループが発祥となった。

昭和五四年に町の後ろ盾により実行委員会が発足し、「越中だいまん凧まつり」が誕生した。まつりの企画に当たっては、「たこ」

フォーラム

凧絵コンテスト



にこだわり、凧の魅力を町の活性化へと繋げる努力を惜しまない商工会青年部等の活躍もあり、今もその素地が脈々と流れ継がれております。

開催は毎年五月の第三日曜日に定着し、庄川の豊かな自然を生かした、自然と人とのコミュニケーションの中で交流の輪が広がりました。最近では七万人の見物人が訪れて、内外に誇れるイベントに成長いたしました。

凧上げ大会本番

凧まつりが近くなると、商店街のウインドウには飾り凧とポスターが貼られ、街は創作凧で彩り

ます。また、本番前日に行われる町商工会主催のカイトフェスティバルも、商店街通りを歩行者天国にし歴代の優秀な凧の展示、各種出店、子供ゲーム、婦人会による大門ユートピア音頭の町内流しが行われるなど、まつりの雰囲気を感じていきます。

大会当日は、花火を合図に子供自由凧あげ、国際凧あげ、全国有名凧あげ競技、コマーシャル凧あげ競技、ローカル凧あげ競技は児童クラブの部及び自治会の部が行われ、部門別に審査し表彰します。大会の最高にして最大のもものは、ローカル凧あげ競技です。各自治会や児童クラブの総がかりの



ローカル凧あげ競技

創作凧あげ



大凧が歓声とともに舞いあがる光景には圧倒されます。形は角凧、六角凧、大きさは一二畳〜四〇畳の特大凧が、風をよむ人、一〇数名の揚げ手の呼吸を合わせた大凧が勇壮に大空に一斉に約五〇枚が舞いあがり、会場は最高潮に達します。

母なる庄川の恵み

私達を育んだ庄川は大変な暴れ川で、古来に幾多の洪水を繰り返した。寛文年間の大氾濫で橋が流され、通行人は難儀をし、これを見かねて蓮花寺伝右衛門が全財産を投げ出して、嘉永元年(一八四八年)に大門大橋を見事に架設しました。この義挙に感動した付近

住民が新しい橋の上から凧をあげて祝ったという史実があります。その庄川河川敷を凧まつりのメーン会場とした。各自治会や児童クラブは、一〜二カ月以上前から準備を始め、創意工夫を凝らした凧を、企業や各種団体はコマーシャルや活動PRのための個性的な凧を、県内外の凧愛好者は自慢の凧をそれぞれ製作し、当日は大小合わせて五千余りの凧が大空を舞い、人々を魅了しています。

世界各地との親善交流

平成一〇年の第二〇回記念大会では、「凧で結ぶ国際交流」をテーマに中国、アメリカをはじめ海外七ヶ国から凧愛好者を招待し、凧づくり教室や料理教室などを通じて国際交流を深めるとともに、スポーツ姉妹都市、石川県鹿島町からも凧あげに来町、同じ「大門」という名で親しくなった山梨県市川大門町からは花火で花を添えていただくなど、凧を通じて交流の輪を広げたところでもあります。その中心的な役割を担っている「越中だいまん凧の会」のメンバーは、町内三つの小学校や県内各地の凧づくり教室での指導や自治会などの凧製作への協力はもとより、県内の各種記念イベントに積極的に参加しています。県外へは、滋賀

フォーラム

カイトフェスティバル街ながし



県八日市市、新潟県見附市、石川県内灘町など全国の凧あげ大会や、国際的にはニュージールランド、インドネシア、中国などの世界凧あげ大会へ参加するとともに、ロシアのウラジオストクをはじめ世界各国へ親善のため出かけるなど、「凧」を通して国内外で交流を深めています。

エピソード

「凧まつり」は、天候に左右されず。過去二回のうち中止は一回のみであり天候には大変恵まれています。しかし風には悩まされ

陶芸工房「匠の里」長寿大学教室



れています。時には無風、時には強風、凧あげ名人にも手におえないこともありましたが、毎年、凧あげ競技は実施しております。我が町は、凧を通じて自然と人が触れ合うコミュニケーションの場として、さらに、ふるさと大門町の魅力を再発見する場として、「越中だいまん凧まつり」を、大空にロマンを描き続け、伝承していくことが大切であると考えております。

(大門町長 田所 稔)

情 報

カサセル Now & Now

休日議会の開催に反響

多くの村民に村議会への関心を高め、村政を理解してもらい、開かれた議会の実現を図っていただくことをねらいに、村議会は初めて、日曜日に休日議会を開催したが、村内外から立ち見も出るほど多くの傍聴者が訪れ、高い反響を呼んだ。

随意契約業務の窓口に一本化 茨城県 阿見町

小規模な道路舗装など五百万円未満の随意契約は所管の各課が窓口になっていた町では、事務の適正化、効率化や人件費の節減、業者間に競争原理が働き単価が下がることなどのメリットを生かしていくため、十万円以上の随意契約については、窓口を財政課に一本化した。

永年勤続職員の表彰制度を廃止 栃木県 栗野町

町では、例年十一月に、概ね勤続二十年以上の町職員三丁四人に対して慣例的に行ってきた自治功労者表彰を、「町職員が町の発展に奉仕するのは当たり前のこと」、「時代の趨勢にそぐわなくなった」との考えに立つて、今年度から町職員への表彰を全廃していくことにした。

学校の図書室を町民に開放 群馬県 板倉町

町教育委員会は、地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、町立図書館がないため町民

の図書への要望に添えていくことをねらいに、町立の四小学校と一中学校の図書室(蔵書数合わせて約四万冊)を平日午後三時頃から四時半頃まで町民に開放し、図書の貸出を行っている。

男女共同参画社会の実現のための出前講座 山梨県 石和町

男女共同参画社会をめざすため行動計画を策定した町は、行動計画を町民に周知し、男女共同参画社会を考える機会をつくっていくと、町職員のほか、民間人から成る推進委員会委員を派遣し町内の各区を回る出前講座を開いている。

全職員へのパソコン配置など情報化を推進 石川県 志雄町

今年度の重点施策に高度情報化を掲げている町は、職員一人一台のノートパソコンをリースで導入し、庁内情報通信網LANを大幅に拡充するとともに、インターネット環境を整備し新たなシステムを構築して、通知文書の廃止や条例・規則のデータベース化、予算編成・財務会計処理への活用などに取り組んでいる。

アイデア募集で花嫁募集 お見合いツアー採用 長野県 長野県 泰阜村

二〇〇〇年度当初の予算査定に合わせ、予算を考えずに、やったらよいのではないかと、この事業のアイデアを職員から募集した村は、六十七件の応募があり、全国から女性を招く「花嫁募集お見合いツアー」など五件の事業を採用し、当初予算に盛

り込んだ。

介護保険事業は第三セクター方式で 岐阜県 金山町

町は、介護保険制度施行に伴い、介護事業の充実を図っていくため、財政負担を軽減できる第三セクター方式を導入し、町内のビル管理会社と共同出資して訪問介護やデイサービスなど介護保険事業を行っていく株式会社「きららかなやま」を設立した。

町出身の脚本家「橋本忍記念館」オープン 兵庫県 市川町

町は、町出身で、故黒沢明監督の映画「羅生門」や「七人の侍」「生きる」などのシナリオを手掛けた日本の代表的な脚本家である橋本忍さんの、数々の名作の草稿などを展示・紹介する「橋本忍記念館」を、文化センター内にオープンさせた。

一般家庭の水道料金を低廉化 岡山県 中央町

「水道は生活必需品。無料にするなどで町民の福利厚生につながる」と町は、町の活性化と町民福祉の向上を図っていくため、町民の九八%が利用し、一世帯平均二十トン使用している簡易水道の料金を、一般家庭において毎月十トンまで無料にしている。

日帰り出張の日当を廃止し福祉政策に充当 徳島県 吉野町

町は、経費削減と財政のスリム化を図っていくため、これまで町の職員や議員が出張する際

に、交通費とは別に弁当代や心労の対価として支給していた日当について、日帰り出張分に限り廃止し、その経費節減分を福祉政策などに充当している。

「ふれあい交流施設」建設で支配人を全国公募 福岡県 大島村

玄界灘に浮かぶ小さな島である村は、島内で掘り当てた温泉を島おこしの起爆剤にするため、露天風呂や温水プールなどを備えた「ふれあい交流施設」(仮称)の建設を進めており、施設運営については、民間の経営感覚を取り入れるため、支配人を全国から公募していく。

滞在型レジャー施設の営業開始 長崎県 崎戸町

町は、目の前に海が広がる小さな入江の一部を埋め立て、そこに米国から直輸入した四人用と六人用のトレーラーハウスを合わせて十棟据え付けて、家族や仲間同士でキャンプを楽しめる滞在型レジャー施設「さきとRV村」を整備し、営業を開始している。

県内初の「ナイター」議会を実施 沖縄県 具志頭村

村民が傍聴しやすくすることで議会に関心をもちてもらい、議会の活性化を図っていくと、村議会は三月議会において、通常午前十時から開いている村議会の一般質問を、午後七時から始める「ナイター議会」を県内では初めて実施した。

カサセル Now & Now

随 想

ダムうたの詩



兵 庫 県
は が 賀 町 長
波 中 田 耕 一 郎

随 想

私の町、兵庫県波賀町は県下に数少ない、県営ダムの在る町です。町面積は一六一・三km²と県内では十番目に広く、その九四・五%を山林が占め、その約四五%は国有林で、ダムと奥地の中国山系分水嶺の深い山々は下流播洲平野の貴重な水資源地域を形成しています。

昭和三十一年九月に旧奥谷、西谷の二村合併により町は誕生したのですが、この県営引原ダムと言うのは、その合併よりも数年前に着工され、新町発足後の昭和三十三年に完成し、貯水を開始して以来、四十有余年の星霜を経て、今日も、氷ノ山など北の山々の雪解水を満々と湛え、遅咲きの山桜やこぶしのやまなみを湖面に映して、美しく、静かにその多目的ダムとしての機能を果たしています。

かつてこのダムに近隣の自然公園の地名を取って、その愛称を「音水湖」とされた、ダム建設当時の知事、故阪本勝氏は堰堤西岸に建つ竣工記念の碑に、「すゝむ世のためとてあわれ、さゝ波の、底に消えぬる、引原の里」と詠われ、ダム建設にかかわった人々の心境を生々しく伝えられている様に、

旧奥谷村の中心集落であったこの引原地区の百ヘクタールを超える宅地や田畑、山林と一二五戸の民家を湖底にするダムは地区を追われて下流隣海部などへ立退いて行かれた多くの人々のさまざまな、人間模様と哀別の歴史を秘めています。

俳誌「渦」を主宰された今は亡き俳人、赤尾兜子先生は、ゆかり深い音水湖に吟遊された日、「夕羽振る、村を沈めし、秋の湖」の

句を残されていますし、兵庫県文化章第一号の受賞者で詩人の故富田碎花先生が湖畔に歌碑を建立してくださった時、「音水湖、底の廃墟の、さざめこと 幾千夜かけて、聴くべくこの碑」と詠嘆されています。

これ等、明暗とちらかと言えは、「暗」を指向する一連の詩を想い起こすにつれ、行政の責任の立場にある私として、ある心の痛みを禁じ得ないのであります。

と言いますのも、その昔、このダムが構想された段階で、ダム完成の暁には、これが地域のこよなき観光資源となり奥谷村は観光立町として無税村となるまでに発展するなどの話もあり、これ等を夢に、立退者も含め村をあげてこの揖保川総合開発計画と言う国県の施策に協力を惜しまなかつた経過があり、ために県当局も、地域に開かれたダム湖の国の指定を受けられるなどされ、それなりの周辺整備に取り組まれてはおりますが、音水湖はいまだその地域の活力につながる様な威力を發揮し得ず、山の淋しい湖としてひっそりとした佇まいのままにいます。

お盆など、湖底の村をふるさととされる人々が墓参に戻られるたび、口ぐちに、ダムの恩恵に浴す

随 想

る下流都市部のめざましい繁栄ぶりに比べ、年ごとにさびれゆく、ふるさとの情景を、こんなはずではなかったと、そのやるせない気持ちのやり場は、地元行政の無力のせいと向けられてくるきびしい鋒先に耐え乍ら公営ダム所在町の苦悩を噛みしめている日々であります。事実、総貯水量二千二百万³mのダムと最大出力五千KWの発電所からの国有資産等所在町交付金は年額一千万円余りで民営のそれに比べあまりにもその格差は大きく、公営ダムの税源としての価値のなさに、今更の様に法の矛盾を痛感するのであります。

私達が過去何回か近畿中国地方のダムのある町を訪ね、その実態を調べた際、主として民営ダムや発電所のある町では、このダムの



静かに多目的ダムの使命を果たす引原ダム

お蔭で町が成り立っているとの実感にある団体はかなりあったことが忘れられません。加えて県は水と電気を企業へ売却してそれなりの収益をあげておられる状況です。

愈々、地方分権推進一括法が施行されましたが、いまださほどの実感も変革のきざしもありませんが、まず地方の財源の確立のことを端緒に、どうアクションを起こすか、県営ダムの公正な税源化について様々な戦略をめぐらす昨今であります。

情 報

政策リーダー

政策リーダー

「今後の学級編成及び教職員配置について」報告書とまる

文部省調査研究協力者会議は、五月十九日、今後の学級編成及び教職員配置について報告書をまとめた。報告書は、「それぞれの学校がその自主性・自律性を確立して特色ある教育課程の編成や多様な指導形態・指導方法を展開することを可能とすることが必要である」との基本的な考え方を示した上で、教項目に亘り具体的方策を示している。

このうち「制度に関するもの」については、県費負担教職員制度、国庫負担制度等の仕組みを維持しつつ、「学級編成基準」については、都道府県が地域や学校等の実態に応じ、必要がある場合には、義務標準法で定める学級編成の標準（現行四〇人）を下回る人数の基準を定めることができるようにすることを提言している。また、各学校の特色ある教育活動の展開やそれぞれの課題の克服に対する支援をより強化する観点から、都道府県教育委員会が弾力的かつ機動的に教職員を配置すること、さらに、非常勤講師の配置と高齢者再任用制度による短時間勤務職員の活用も求めている。

「教職員の定数改善」については、今後、基礎学力の向上等の観点から、教科等の特性に応じ学級編成と異なる学習集団を編成して少人数授業を行うなど、各学校における指導上の具体的な取り組みを支援することに重点をおいて定数を改善するとし、その規模については、教員一人当りの児童生徒数を欧米並みの水準とする目標を達成できるような規模にすることが適当と考えられるとしている。

平成十二年版防災白書公表

この度、平成十二年版防災白書が公表された。

これは、災害対策基本法第九条第二項の規定に基づき、「防災に関してとった措置の概況」及び「防災に関する計画」に関する報告として取りまとめたもの。

これによると、我が国の災害について、人的被害は長期的には低減傾向にあるものの、十一年度は各地で風水害等により多数の死傷者が生じたため、土砂災害、地下空間への浸水対策、高潮対策等、災害の特性に応じた対策を推進することとしている。

また、地域防災力の強化について、広島豪雨災害等、十一年度に発生した災害を例示した上で、行政に対しては①国土保全事業の着実な推進②危険個所の開発制限や危険個所に関する情報の周知などソフト対策の充実など、また住民に対しては、個人が主体的に自分の身を守るとともに、自ら防災対策の主体であることとを認識して、災害等の情報提供や防災訓練への参加など防災体制の活性化への貢献が期待されている。

なお、科学技術の研究、災害予防、国土保全、災害復旧等の防災に関する施策に実施のため、十年度においては予算額約五兆五、〇〇〇億円を措置、また、十一年度においては当初予算額で約三兆三、〇〇〇億円を充てることとしている。

九九年度農林水産物輸出入概況
輸入額は農産物減、林産物増

農水省は、九九年農林水産物の輸出入概況を発表した。

我が国の農林水産物の輸入額は二年連続して減少し、前年に比べ六・七％減の七兆五八〇億円となった。これは、円高の影響等により農産物の輸入数量は増加しているが、輸入額が大幅に減ったことが原因。一方、輸出額は、前年に比べ六・八％減の三、三九四億円となった。

農林水産物輸入額の内訳をみると、農産物が四兆九二億円で前年に比べ一・七％減少した。前年大幅に減少した林産物は二・七％増の一兆二、二六四億円、水産物は、〇・一％減の一兆七、三九五億円となった。

主要農産物の輸入額では、とうもろこし、大豆、小麦及びコーヒード豆は、円高と国際相場が低迷したこと等から輸入数量は増加したが、金額は大幅に減少した。一方、豚肉は数量、金額ともに大幅に増加した。林産物では、製材加工材及び合板は、新設住宅着工戸数が下げ止まっていること等から、大幅に減少した前年と比べ、数量、金額ともに増加した。また、水産物については、えびの輸入額が大幅に減少しているものの、かつお・まぐろの輸入額は大幅に増加した。

また、農林水産物の輸入先国を金額ベースで見ると、米国が最も多く、農林水産物輸入額全体の二七・三％を占めており、次いで中国、カナダ、豪州、タイの順となった。